

厚木市斎場条例の一部改正の骨子に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和8年5月11日（月曜日）から令和8年6月12日（金曜日）まで

2 意見の件数等

- | | |
|----------------|----|
| (1) 意見をいただいた人数 | 6人 |
| (2) 意見の件数 | 6件 |
| (3) 案に反映した意見の数 | 0件 |

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
市外火葬炉使用料について			
1	料金の一部改訂、良いと思います。市民が税金を納めて成り立っている市の公共機関ですから市外の方の負担増は当然だと思います。	市民の皆様の利用を確保しながら、市外利用者の火葬炉使用料を適正な金額に改めることで、将来の火葬需要の増加にも対応した火葬炉整備等の財源とさせていただきます。	-
2	賛成です。		-
3	市内居住者と市外居住者の料金を分けて運用し、その金額の見直しを行っていくことに賛成です。他都市の運用例も参考情報として調査して開示いただければ有り難いです。	市民の皆様の利用を確保しながら、市外利用者の火葬炉使用料を適正な金額に改めることで、将来の火葬需要の増加にも対応した火葬炉整備等の財源とさせていただきます。 また、他都市の運用例につきましては、自治体等のホームページ等で公表されておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。	-
4	厚木市周辺の市町村と比較して同等か、又厚木市及び周辺市町村にある民間の火葬費用と比較して妥当か？厚木市住民以外に対し安すぎれば厚	今回の改正におきましては、火葬に係る経費や施設の維持管理費等から適正な金額を算出し、近隣の火葬場と同等かそれ以上の使用料とさせ	-

	本市に集中したり民間企業への圧迫が生じます。計算による価格を下限として妥当性を確認して決めてください。今後高齢化がますます進んだ時に厚木市住民の火葬が後回しになる本末転倒なことが起きないようにしてください。	ていただいております。 また、従前どおり市民優先枠を設けることで、市民の皆様の火葬枠を確保してまいります。	
5	12歳以上の使用料の2万6千円の改正は、大きく感じます。理由がわかるならば、そのようなものであると納得されるのではと存じます。両親ともに使用させていただき、施設として、参列者から関心をもたれるものであったため、今後の管理のために必要な使用料の改正であることを願っております。	今回の改正は市外の方が御利用される場合の火葬炉使用料であり、市内の方の使用料は据え置きとさせていただいております。 火葬に係る経費や施設の維持管理費等から算定した適正な使用料に見直すものであり、納めていただく使用料につきましては、将来的な火葬需要の増加に対応した火葬炉整備等の財源とさせていただきます。	-

6	【意見の趣旨】 市外利用者の料金改定根拠となっている「経費・人件費・減価償却費等の原価を100%受益者負担とする考え方」に疑問を感じます。火葬場はすべての市民が一生に一度必ず利用する極めて公共性の高い施設であり、本来は無料または公費（税金）で広く賄われるべき性質を持っています。今回の算定ロジックをそのまま認めると、将来的に市内利用者の負担増に繋がる懸念もあり、100%受益者負担を前提とした対応は見直すべきです。 【理由・具体的な意見】 改正骨子では、市外利用者の使用料について「受益者負担の観点から現状の経費や減価償却費等により算出した適正な金額（原価100%）」に改定するとしています。しかし、厚木市斎場は市内に民間の代替施設がなく、すべての市民が必ず利用せざるを得ない「生活に必要不可欠な施設（骨子1より）」です。このような性質を持つ施設は、一般的な「利用したい人だけが利用する施設（受益者負担が馴染む施設）」とは一線を画すものであり、本来であれば無料であってもおかしくないほどの高い公共性を有しています。 今回の改定案は「市内利用者	市外火葬炉使用料につきましては、利用者が施設の建設費や維持管理費を負担していないことから、公平性の観点から減価償却費を含めた原価とさせていただいております。 一方、市内火葬炉使用料につきましては、「受益者負担直しに関する基本方針(公の施設の使用料編)」に基づき、市民生活に欠かせない施設であることを前提として、受益者負担率を設定すべきものとなりますが、近隣に民間の代替施設がないことや他自治体の火葬施設との均衡も考慮して、全ての区分において現行どおりとしたものです。 御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	-
---	--	---	---

	は据え置き」となっていますが、この「原価（経費＋人件費＋減価償却費）の100%を受益者負担とすることが確定している」かのような算定ロジックをそのまま認めると、将来的には市内利用者に対しても同様の論理で大幅な値上げを迫る根拠になりかねません。 したがって、公共施設（特に火葬場のような必須インフラ）の使用料における受益者負担の割合については、一律100%を基準とするのではなく、公費負担の必要性（公共性・必須性）を十分に考慮した別の算定基準や基本方針を適用すべきと考えます。		
--	--	--	--

4 お問合せ先

- (1) 担当課名 市民課
- (2) 連絡先 046-281-8595

5 結果公開日

令和8年7月31日 公開

1 条例改正の趣旨

平成 24 年 4 月に供用を開始した厚木市斎場は、市民生活に必要不可欠な施設として安定的な施設運営に取り組んでいるところですが、災害等の想定外の事態により施設が使用不能となった場合には、他自治体との相互の協力体制が求められることから、円滑な連携を行うことができるよう、厚木市斎場条例の使用料徴収に係る規定の一部を改正するものです。

また、市外利用者の火葬炉使用料について、受益者負担の観点から現状の経費や減価償却費等により算出した適正な金額に改め、将来的な火葬需要の増加に対応した火葬炉整備等の財源とするものです。

2 改正内容

(1) 使用料の特例（第 4 条第 2 項）

使用料の徴収は前納を原則としますが、市長が特に認めた場合は例外とする旨のただし書きを追加します。

(2) 斎場使用料（市外利用者の火葬炉使用料）の改正（第 4 条別表）

市外利用者の火葬炉使用料については、「12 歳以上の死体」を 96,000 円に見直すほか、その他の区分は次の表のとおり改正します。

なお、市内利用者の使用料は、全ての区分において現行どおりとします。

区 分		単 位	使用料(円)		
			市内	市外	
				改正前	改定後
火 葬 炉	12 歳以上の死体	1 体	10,000	70,000	96,000
	12 歳未満の死体	1 体	7,000	50,000	67,000
	死胎	1 胎	3,000	20,000	28,000
	改葬	1 件	7,000	50,000	67,000
	身体の一部	1 件	3,000	20,000	28,000

(参考)

改定後の金額は、「受益者負担見直しに関する基本方針」に基づき、次の計算方法から算出した原価（96,012 円）を根拠として、区分ごとの燃料使用量に応じた金額としています。

【算定方法】

12 歳以上の死体 $\frac{(\text{施設維持管理・運営に係る経費} + \text{人件費(1人)} + \text{減価償却費}) \times \text{面積割合 } 82.2\%}{\text{火葬件数}}$
その他の区分 火葬時の 1 件当たりの燃料使用量に応じて、「12 歳未満」及び「改葬」は 12 歳以上の 70%、「死胎」及び「身体の一部」は 12 歳以上の 30%

【算定基礎数値】

項目	数値	備考
火葬件数	2,903 件	過去 3 か年の平均値（R 4 ～ R 6）
維持管理・運営経費	250,342,755 円	
人件費(1 人)	8,658,671 円	
年間減価償却費	80,077,568 円	令和 9 年 1 月 1 日時点の未償却残高と償却年数から算出

3 改正時期（予定）

- ・ 使用料徴収の特例 公布の日
- ・ 市外火葬炉使用料の改定 令和 9 年 1 月 1 日